

## 第5 振 動 関 係



## I 規制対象

- ① 特定施設を設置する工場または事業場において発生する振動
- ② 特定建設作業に伴って発生する振動
- ③ 道路交通振動

## II 規制地域

	特定工場等及び道路交通振動区域区分	特定建設作業振動区域区分
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。	規則別表第1の付表 第1号区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住民が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。  同第2号区域

※ 県内各市町村における各区域の地域指定状況については p158 V (1) および (2) 参照。

## III 規制基準

### 1 特定工場等に関する規制基準

時間 区域	昼間	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

## 2 特定建設作業に関する規制基準

規制種別	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準 値	75 デシベル	
作 業 時 刻	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
※1 日当たりの 作業時間	10 時間/日を超えないこと	14 時間/日を超えないこと
作 業 期 間	連続 6 日を超えないこと	
作 業 日	日曜日その他休日でないこと	

(注) 1 基準値を超えている場合、1 日の作業時間を※欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

なお、くい打機をアースオーガと併用する場合は打撃時間が短縮されるため、6 時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

2 適用除外例（上表の規制が除外される場合、○印で示す）

工 事	項 目	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
(1) 災害その他非常事態発生時		○	○	○	○
(2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要のある工事		○	○	○	○
(3) 鉄道又は、軌道運行確保のための夜間工事		○	—	—	○
(4) 道路法による道路占用許可、道路交通法による道路使用許可のある場合など		○	—	—	○
(5) 電気事業法施行規則による変電所工事		—	—	—	○

## 3 道路交通振動の要請限度

時間 区域	昼間		夜間	
	午前 8 時から 午後 7 時まで		午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで	
第 1 種区域	65 デシベル		60 デシベル	
第 2 種区域	70 デシベル		65 デシベル	

(注) 振動の測定は、工場、建設作業、道路の各敷地境界線において行う。

## IV 特定施設の種類並びに特定建設作業

### 1 特定施設の種類

- (1) 金属加工機械
  - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - ロ 機械プレス
  - ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
  - ニ 鍛造機
  - ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
- (2) 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）（冷凍機に用いるものは除く。）
- (3) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
- (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）
- (5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
- (6) 木材加工機械
  - イ ドラムバーカー
  - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (7) 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
- (9) 合成樹脂用射出成形機 ※約 0.74kW が 1 馬力（1PS）に相当します。
- (10) 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

### 2 特定建設作業

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
- (4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

## V 振動規制法に基づく地域指定区域区分

### (1) 振動規制法に定める特定工場に係る地域指定状況

市町村	第一種区域	第二種区域
熊本市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 次の区域のうち用途地域以外の地域 画図町重富、画図町所島、画図町下無田、城山半田1丁目～3丁目、城山薬師1丁目、城山薬師2丁目、小島2丁目、小島3丁目、小島5丁目、小島上町、中原町、中島町	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く）、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域（第一種区域の地域を除く） 3 臨港地区
八代市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（準工業地域及び工業専用地域については臨港地区を除く。工業地域については、臨港地区及び第一種区域に指定された地域を除く） 2 用途地域以外の地域（臨港地区を除く） 3 建馬町1番のうち臨港地区に定められている地域
水俣市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域 2 長野町及び古城3丁目のうち準工業地域の区域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第一種区域の地域を除く）、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域
熊本市、八代市及び水俣市を除く市町村	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	1 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域

#### 備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島は、規制区域から除く。
- 4 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 この告示の施行により、または用途地域が新たに定まったことにより、もしくは用途地域が変更されたことにより、適用される規制区域が変更される特定工場等（規制区域の変更の時に当該規制区域が適用される地域内に既にその敷地を有しているものに限る）のうち、より厳しい基準が適用される場合においては、当該規制区域の変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして従前の規制区域の基準を適用する。

### (2) 振動規制法に定める特定建設作業に係る地域指定状況

市町村	第一号区域	第二号区域
熊本市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（準工業地域については臨港地区を除く） 2 用途地域以外の地域	1 工業地域及び工業専用地域 2 臨港地区
八代市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 工業地域のうち十条町4番、福正元町11番、福正元町12番及び福正元町13番の区域 3 用途地域以外の地域（臨港地区を除く）	1 工業地域及び工業専用地域（いずれも臨港地区を除く。工業地域のうち第一号区域に指定された地域を除く） 2 建馬町1番のうち臨港地区に定められている地域
宇土市	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域（第二号区域に指定される区域を除く）	1 工業地域及び工業専用地域 2 用途地域以外の地域のうち、緑川工業団地、花園地区工業団地の区域
熊本市、八代市、及び宇土市を除く市町村	1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 用途地域以外の地域	工業地域及び工業専用地域

#### 備考

- 1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域をいう。
- 2 用途地域以外の地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域が定められていない地域をいう。
- 3 無人島は、規制区域から除く。
- 4 熊本市及び八代市以外の区域のうち、都市計画法第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区は、規制区域から除く。
- 5 菊池市及び宇土市の第二号区域の欄に記載されている工業団地のうち、菊池市に在る菊池工業団地、森北工業団地、林原工業団地、蘇崎工業団地、川辺工業団地、住吉工業団地及び永工業団地並びに宇土市に在る花園地区工業団地は、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）第 5 条第 3 項第 1 号に規定する工業等導入地区の区域である。
- 6 菊池市の第二号区域の欄の田島工業団地は、菊池市泗水町に所在する区域である。
- 7 宇土市の第二号区域の欄の緑川工業団地は、宇土市新開町に所在する区域である。

